東洋史研究
第三十一巻第三號　昭和四十七年十二月發行

辛丑條約の成立
——庚子賠款を中心に——

菅野正

はじめに
一　八ヵ國連合軍の出兵
二　李鴻章の北上
三　連名公書の受諾
四　賠償問題
(1)　列國の利害對立
(2)　總額・利息・償還方法・財源
(3)　賠償額の確定
おわりに

はじめに

一九〇〇（清國光緒二十六・庚子）年夏を時期的中心に、華北地方を地域的中心に展開された義和團運動は、清國官兵が

加って、北京の列國公使館街を包圍、攻撃するに及んで、八ヶ國連合軍の共同出兵を呼んだ。それが救出されてより一年後の一九〇一（光緒二十七・辛丑）年九月に、清國と十一ヶ國の列國との間に締結されたのが〝辛丑條約＝北清事變に關する最終議定書〟である。

丁度世紀の改まる時に締結されたこの條約のもつ意味は非常に重要なものがあると思う。南京・北京の兩不平等條約によって中國が開國され、世界資本主義の中に繰り入れられることによって、中國近代史が始ったが、今やこの時期において、更に一段と重要なことに、列國の中國への帝國主義的進出を決定づけたのがこの條約であった。從って、今日の中華人民共和國成立に至る百年の歴史は、南京條約以來の不平等條約の撤廢と、この辛丑條約によって決定づけられた列國への屈辱の體制を打破する過程でもあった。また、かの辛亥革命も、結果的にはこの體制を殆んど覆すことはできなかったけれども、明らかにこの辛丑條約體制そのものの中から生れた改革の事業であった。

こう見てくるなら、辛亥革命がおこる基盤であり、今日の人民革命が打倒の目標にした辛丑條約體制がどのようにして形成されたか、辛丑條約がどのような過程で締結されたか、を檢討することは意味あるものと思われる。

從前、辛丑條約締結については、中國に若干の研究があるに過ぎないが[1]、それも條約交渉の背景が如何なるものであったか、如何なる國際環境の中で進められたか、については充分考察が行き屆いていない。これらの問題を檢討することは、列國の支配下に組み込まれ、半植民地化が一層深化されていく中國近代史の一局面を明らかにすることになると思う。しかし、辛丑條約の內容は多様であり、元兇の處罰、武器・彈藥及びその材料の輸入の禁止、賠償金支拂い、公使館區域の設定と常備護衛兵の設置、大沽その他砲臺の破壞、重要地點の軍事的占領、騒亂地域の科擧の停止、通商條約及び航海條約の改正、總理衙門の改革、等々があり、いずれも皆重要なものばかりであるが、今ここでは、庚子賠款と通稱される賠償問題を中心にとりあげる。

賠償問題は講和條件中の最重要問題で、かつ最難の問題であった。「賠償の要求をなすものは十一ヶ國の多きに上り、

そして各自の利害は種々の關係に於て相異れるものがあったのみならず、現に蒙った損害の程度も同じでなかったから、その多寡、標準、賠償方法等に一致を見ることは容易でなく」[2]それだけに賠償成立の過程を檢討することは、中國の積弱の姿と、列國の矛盾の姿を明らかにし、先の課題を究明することにもなる。辛丑條約が、北京救出から調印まで一年有餘の歳月を要したのも、結局この賠償問題解決が最大の要因であった。ところで、庚子賠款に關する研究は、丁名楠[3]の論考があるくらいである。それもごく短編で、やゝ公式主義的見解を免れない。そこでその背景を考慮しながら、同時にこの交涉過程を通じて、他に如何なることが指摘できるのか、を併せて考察してみたい。[4]

一　八ヶ國連合軍の出兵

日清戰爭敗北の結果、一八九五（光緒二十一）年四月、下關において馬關條約が締結されたことは、資本主義列强の中國進出をより容易にしたことで、中國近代史において重要な意味をもった。從來の關稅自主權の喪失、領事裁判權の承認といった不平等條約とは質的內容を異にするものであり、とりわけ、中國開港場における工場設立の容認は、最惠國約款によって他國に均霑され、列强の經濟的進出はこれより帝國主義的段階へと轉化していった。かくて紡績・製粉工場を中心に各種工場が進出し、從來の資本主義諸國の機械制製品の流入と相まって、中國の土着產業を破壞していった。さらに宣教師のキリスト教布教が原因して教案發生の結果、一八九八（光緒二十四・戊戌）年二月、獨國が自國宣教師殺害を理由にまず山東省膠州灣を租借すると、露國がすぐさま山東半島の對岸の旅順・大連を租借し、すると英國は兩國に對抗すべく山東省威海衞と九龍半島を租借した。佛國も遲れじと廣州灣を占領し、日本は臺灣の對岸福建地方に進出した。[5]列國は中國の海岸・河川沿岸を文字通り蠶食して、そこに自己の勢力範圍を設定し、鐵道施設權[6]・鑛山開發權[7]等の利權を獲得していった。かかる狀況に中國の滅亡の危機を感じた開明的知識人は、變法自强の改革を行ったが、保守派の策動によって僅か百日で失敗した。こうした〝上からの改革〟戊戌改革が挫折した後、列强の帝國主義的進出の被害を眞正面からうけて

いた民衆によって義和團運動が展開されてきた。義和團に對する見解はさまざまな立場があるが、[8] とにかく〝下からの運動〟として民衆によって展開されてきた。舊來の借款に加えて、日清戰爭の賠償金二億三千萬兩が重苦しく民衆の肩にのしかかってきた。また鐵道の敷設が、列國機械制製品の流入が、運河交通勞働者、土着零細手工業勞働者を失業させ、日清戰爭後、銅錢の騰貴、銀の下落による銀錢比價の變動がもたらす經濟界の混亂が、民衆の生活をさらに困難なものにしていった。また義和團發生の數年前より連年、洪水、旱魃の自然災害に見舞れるが、民衆はその原因を、鐵道・電信の敷設、教會の建築が〝風水〟を害するものと意識した近代文明への無理解もあったが、それを帝國主義の先鋒たる教會・宣教師の行動に起因する被害と感じとっていたのである。[9]a 運動は一九世紀末、山東省よりまず起り、[9]b 一九〇〇年直隷省に廣がり、同年六月清朝の對列國宣戰の上諭が出て、官兵と共に北京公使館街を二ヶ月に渉って包圍・攻撃して、運動は同年夏クライマックスに達した。

義和團運動が日に日に發展してくると、各國は、極東に派遣していた軍艦よりまず水兵を上陸させ、最後には本國から大量軍隊を送出して鎭壓戰爭に乘り出したが、八ヶ國連合軍の共同作戰の型をとりながら、中國分割競爭にしのぎを削ってきた列國は、ここでも當然矛盾・對立せざるを得なかった。

露國はこの事變を通じて滿州に勢力を扶植しようと目論んだ。列國の動向を愼重にさぐりながら、中國大陸への進出の機會をねらっていた日本[10]は、英國諾否如何によっては、出兵の用意のあることを、進んで英國に申入れた。[11] これに對する英國の態度は冷淡であったが、英國海軍中將シーモアの率いる連合軍が天津郊外で義和團に包圍・攻撃され危機に陷ると、英國代理公使は本國からの訓令に基いて日本の出兵を希望する旨申出てきた。[12] しかし日本としてはその他の國の意向が問題であった。露國は「日本をして特優の地位を得せしむる」を恐れ、獨國も不賛成であった。ひとり英國の輿論は、『ロンドンタイムス』も日本出兵に賛成し、『デイリーメール』も「露國の感情を顧慮する事なく日本國に委托して」と主張していた。[13] 日本の依頼で英國は獨露兩國に照會したところ、兩國は直ちに自國から多量の兵を送れず、表面上決然拒

絶もできず、英國も南阿戰爭に忙殺されて大兵を派遣する餘裕もなかったから、英國は、各國は日本の出兵に異議はないから、早く出兵せんことを希望する旨通告してきた。[14] その後英國は、財政上の援助申入れと同時に、日本の出兵を促す脅迫的とも言うべき本國からの訓令を通告してきた。[15] かくて日本は、漸く大量出兵に踏み切り、終始連合軍中の主力となって活躍した。[16]

列國の對立抗爭は、戰場の場面でもしばしば先陣爭い、功名爭いなどに見られた。北倉攻撃ではその方法をめぐって議論が纏まらず、結局「大兵を擁するものが權力がある」ということで、日本の意向に英國が賛同し、通州への前進では行軍序列が問題になった。[17] 北京を目前にして各國の功名爭いは激しくなり、列國指揮官會議では先頭を自國軍で占めようと激しく言い競った。露軍は北京を前に拔驅をして大損害をうけた。[18] 日本は意識的に英國に接近し、[19] 連合軍の中では、自然と英・米・日派と露・佛・獨派の二派に分れる傾向があった。

八月十五日連合軍は北京に進入し公使館街を救出したが、各軍は掠奪と同時に、中國人を放逐し、或いは中國人が逃散した家屋を占領し、自己の公使館區域を擴大しようとして爭った。[20] これが後の公使館區域問題となるのである。[21]

北京陷落後、連合軍總司令官として北京に着任した獨國ワルデルゼー元帥の地位をめぐっても、列國の間には立場の相異があった。獨國がまず英國・露國にはかって承認を得、[22] 他の列國も大體その任命を承認したが、日本の伊藤博文は、日軍が同元帥の指揮下に入ることを統帥權の侵犯と激憤していたし、[23] 佛國の立場は微妙で內心賛成しかねていた。[24]

かくして列國は、義和團鎭壓戰爭においては、表面上共同作戰をとりながらも、實際は互いに牽制し、猜疑し、對立していた。それは事後の講和外交の段階に入っても同じであり、中國における自國の地位をより有利に確保すべく劃策していた。

二　李鴻章の北上

講和會議の問題に入る前に、まずここで中國側全權の中心人物であった李鴻章の動向にふれておこう。清朝は講和會議を進めるにあたり、當時日清戰爭敗北の責を以て失脚し兩廣總督に左遷されていた李鴻章を全權に任命したが、列國が李の地位・勢力を疑い、その上諭さえ疑って相手にしなかったので、日本から清帝に對し、李の他に和平派の有力者を講和全權に任命するよう助言した結果[25]、李の他に慶親王奕劻、兩江總督劉坤一、湖廣總督張之洞、軍機大臣榮祿が全權に任命され[26]、列國もこれを承認した。しかし後に、榮祿が解任され[27]、更に後には會辦商務大臣盛宣懷、前韓國大臣徐壽朋、道員李毓森らをして補佐せしめた[28a]。また劉と張とはその任地にあって商議に與った。從って、講和會議の清國側全權は慶・李・劉・張の四人であり、北京で實際列國と交涉したのは前二者であるが、その中でも中心人物は李鴻章であった[28b]。この庚子交涉は李鴻章の政治家として最後の一頁をなすもので、「此八旬老翁之最後一個簽字、至今猶爲中國之枷鎖也」[29]と後の中國の運命と重大な係りを有しているが、當時において李の行動は內外注目の的であった。從って李が全權に任命される經緯、心境がどんなものであったか、を見ておくことは有用なことだと思う。

李鴻章は義和團への態度としては、劉坤一、張之洞等とともに「亂民は用うべからず、邪術は信ずべからず、兵釁は開くべからず」と上奏し、彼自身も「粵（廣東）は詔を奉ぜず」[30]と清朝の宣戰詔書に反對し、その對外政策を公然と批判し、これを無視する態度を持していた。また當時、南清に獨立政府の樹立をも計畫した。しかし清朝は直隸總督裕祿が凡庸であり、最後の手段として李鴻章に至急上京を命じた。それより「三日一諭、五日一旨」という狀況であったが、明敏な彼は、身の渦中に引込まれるを欲せず容易に動こうとしなかった。しかし、ついで清廷は彼を直隸總督に轉補したから、この頃から彼は列國の動向とくに日本のそれの探知に努め、駐日公使李盛鐸を通じ日本政府の意向を窺せたところ、靑木外相は、清國の急務は李鴻章を速かに北上せしめ、以て外國公使を保護することと回答した[31]。ところが、李鴻章は事態の困

難なことを十分承知していて、愼重に様子を窺って上京しようとせず、青木外相の希望を婉曲に斷った。李は、連合軍が北京を占領しない限り、義和團と積極派は消滅せず、從って講和の成立も見通せないと判斷していたからである。彼は

臣江南に客となり手に一兵一旅なし、假令奔命闕に赴くも道途險阻にして徒らに亂臣賊子の爲めに蓋醢の資とせられるのみ……少しく盤桓を作し豫め兵食を備え兼ねて敵志を覘い徐に排解を議す[33]

と北上しない口實を設け、情勢を深慮遠謀していた。しかし、天津は陷落し事態は急を告げていたのに、なお李出發の連絡がなかったので清廷は非常に焦燥し、七月二十三日には

該督恩を受けること深く、他大臣の比ではない、今國家の重大時に坐視し得るか

と、嚴重な北上命令の電諭を發した[34]。清廷の彼の外交手腕に期待すること如何に大であったかが窺える。ここで李もやっと腰をあげ、上海まで到り、そこに一月以上滯在するが、當地で小田切總領事代理と數次にわたって會見し、その心中を告白した。李は「諸外國トノ講和談判ニ對スル一切の責任ヲ負擔スベキハ今ヨリ覺悟スル所ナレドモ、斯クノ如キ重大ナル事業ニ任ズルハ、其ノ厭フ所ナル旨」を語り[35]、次いで李は、講和會議開始の際、列國は巨額の賠償・土地割讓等を要求するであらうが、清國は日清戰爭敗北後、賠償金支拂い等で殆んど倒產者となる程であり、これらの要求は到底承認できない、ついては日本の全權に清國保全の目的を以て講和條約を締結すべき旨訓令を與えてもらいたいと述べた[36]。これは講和會議に當って日本側の援助を期待したもので、李は伊藤博文の渡淸を希望していたようである。また次の會談では、李は清廷の無爲無策を嘆じ、和平派の許景澄・袁昶が處刑されたことを悲嘆し、また榮祿の部下統率の無能力を罵倒していた[37]。李の上海滯在中にも淸朝は北上を促す上諭を發し、それは八月初めまでに實に前後九回に及んでいる。李を切札と考えていた淸廷の周章ぶりが分る。

この間、二萬の日本軍を主力とする八ヶ國連合軍は北京への進擊を始めたが、その情報を得た淸廷は、一方で戰鬪の準備を整えながら、八月七日、李に對し「此次外釁を開くや、各國は誤會せざるなく、中國地方官辦理善からざる處あり。

兵連り禍結び、夙好に乖ること有るは、總て全球の福に非ず。李鴻章に著して全權大臣を授け卽日各國外部と先ず停戰を行い、仍おまさに議結の事宜を行なわしむ」[37]との上諭を發した。李はこの上諭をうけると、伊藤博文に手紙を送り、講和全權として渡清するよう要請したが、伊藤の返事は、「將來ノ事ハ、友誼上時ニ臨ミ電音ニ依リ、閣下ト商量スルヲ辭セズ」というもので婉曲に斷り、李の期待に反した。[38]

その後連合軍は八月十四日北京に殺到し、翌日北京公使館街は救出され、光緒帝・西太后らは西安へ蒙塵した。事態の好轉を認めた李鴻章は漸く北上を決意し、九月七日上海を出帆して大沽へ向い、天津を經由して十月十一日露國兵護衞の下に北京に入京した。

列國間には、親露派の李が全權になると、露國ペースで交渉が進められるのでないかとの恐れもあったし、[39]獨國は清廷の北京歸還後直接交渉を望んだが、結局英國・日本などの提案があり前記の全權が任命された。

また、その當事者の一人慶親王にとっても、全權の任務は好まざる氣の重いものであった。[40]

三　連名公書の受諾

こうして同年秋から講和會議が始ったが、その形態は、當事者が一堂に會して相對峙して甲論乙駁の談判・交渉は非常に少く、時に清國全權が會議・委員會に召喚されることはあっても、多くは列國使臣會議で事が運ばれた。しかもこの會議は、清國側の質問に對して列國側の解答で以て確定議とするというもので、凡そ講和會議の體をなしていなかった。從って講和會議が結着まで一年有餘の歲月を要したのも、清國との交渉が困難であったのでなく、列國間の外交驅引や裏面工作、その調整が困難であった。しかも會議は列國側の一方的・高壓的態度に終始した。この會議の形態に、すでに列強の前における清國の姿が浮き彫りにされている。

講和の段階に入って、まず露國が各國の撤兵を提案したが各國は露國の眞意を疑って相手にしなかった。[41]十月五日に至

り、佛國外相デルカッセは列國政府に一、元兇の處罰、二、兵器輸入の禁止、三、國家・團體並に個人に對する相當の賠償、四、北京公使館常備護衛兵の設置、五、大沽砲臺の破壞、六、北京天津間の重要地點の軍事的占領の六ケ條を以て談判の基礎となさんことを提案してきた。[42] 各國は多少修正意見を出して大體において賛成し、これが後日の所謂連名公書の基礎になったものである。以後十數回にわたる列國使臣會議はこれを中心に審議を重ねていき、賠償問題に關するもののみをみれば、十月二十八日の第三回會議では「賠償ヲ受クル權利者」の中に「外國人ニ雇使セラレ居リタル爲ニ輓近ノ事變中ニ於テ身體若クハ財產ニ損害ヲ被リタル清國人」を包含することが決定され、また十一月十九日の第八回會議では「國家ニ對スル賠償」の語句を「軍事行動ノ費用、籠城中清國ニ於テ殺害セラレタル分遣隊ノ兵卒並ニ官吏ニ對スルモノヲ包含ス」と解釋を統一したが、賠償範圍が擴大解釋されていくことが分る。[43]

李全權は「各國尤も回鑾の遲速を以て和議の成否を定む……」[44]とのべ、早く皇帝らが還京することを要請したが、清廷は外國軍が北京に駐在する限り還京できない、という惡循環もあった。だから清廷が全權らの努力のみに期待しても、[45]無理な點もあった。李の意見に反對する軍機處からの電諭をみて、李は「軍機處は敵情が分っていない」といってそれを破り捨てる一幕もあった。[46]

そして佛國原案の六ケ條に更に必要な事項を加えて十二ケ條とし、同年十二月に講和條件を確定し、これを一通の連名公書として筆頭のスペイン・コロガン公使から清國全權に手交された。賠償の件はその第六條で左記の如く決定された。

一、國家團體及個人並ニ外國人ニ雇使セラレ居リタルノ故ヲ以テ輓近ノ事變ノ間ニ其ノ身體若ハ財產ニ損害ヲ蒙リタル清國人ニ對シ公平ナル賠償ヲ爲スコト

二、清國ハ償金ノ支拂並ニ國債ノ使用ヲ保證センカ爲ニ列國ニ於テ容認セラルヘキ財政上ノ措置ヲ執ルヘキコト[47]

李全權らはこれを認めて各國の意に適わなければ京畿より撤兵の望はなかろうと皇上の聖斷を願い、[48]清廷はこれを含む十二ケ條の連名公書を翌年一月に承認した。こうして賠償金の保證は必然的に中國財政に干渉することになってきた。

しかし、ここに至る經過は、清國側にとっては「極其祕密、無從揣測」[49]で、全く列國使臣會議のみによって進められたものである。また、この連名公書の各條については李全權が質問し、第六條に關しては、「清國ノ歳出入各款ハ貴國等ノ深ク知ラルヽ所ナラン此度賠償金ハ其上ニ額外ノ添出ナリ凡ソ清國ノ籌款ニテ法ヲ設ケ增益スベキモノ卽チ關稅ヲ加ヘ礦稅ヲ加ヘ郵便ヲ通シ證券印紙稅ノ類ハ各國現行セリ一切鄰邦ノ同樣ニ照允セラルヽヲ請フ」[50]と要請したが、これに對し解答は、關稅・鑛稅の增加については、これこそ帝國主義列國の特權であるから、意識的にこれを無視して全然解答せず、逆に、「清國全權委員等ハ連名公書ノ意味ヲ誤解」しているとか、清國が賠償を始め種々寬大な措置を要請するのに對し、「此等ノ要求ニ考慮ヲ與フルト否トハ一ニ清國政府カ曩ニ提出シタル諸條件ヲ履行スヘキ決心ヲ其行爲ニ表示スルノ誠意アルト否トニ依テ定マル」と列國が「全會一致」で確認するといった[51]全く高壓的なものであった。

四　賠償問題

(1)　列國の利害對立

講和會議は、連名公書の受諾で、各條の具體的實行方法を討議する新しい段階に入ってきた。各國は外交團を强化して來たが[52]、中國に對する利害によって對立してきた。それは中國とどの程度の經濟的なつながりがあるかで自然と二派に分れてきた。英・米・日派と獨・露・佛派である。[53]

前者の中では英國が最も典型的であるが、アヘン戰爭以後、中國に一定の經濟的優位を確保し、投資も多く、中國貿易額は列國中最も多く[54]海關も手中に掌握している。[55]だから賠償問題について、英國外相が駐清公使にあてて

To avoid making China bankrupt.

とその基本方針を訓令するように、言わば中國を、「生かさぬように、殺さぬように」の方針であった。關稅の引上げな

どで英國の中國貿易に惡影響を與えぬこと、賠償總額・支拂方法などで中國の購買力を減退させぬこと、卽ち中國において優位にある經濟的地位を絕對動搖させぬことであった。從って、英國は講和條約締結そのものを性急に急がなかった。[54] それが他國には故意に遲延させているように映った。[57] だからこのグループは、賠償總額が多少少くなっても、賠償期間が多少長くなっても止むを得ないと判斷していた。日本は完全にこの英國に對する依存路線をとった。[58]

これに對し獨・露・佛のグループは中國との經濟的關係が比較的淺く、從って前者グループのような配慮はなく、目的は賠償總額は多ければ多いほどよく、賠償期間は短かければ短かいほどよかった。當時獨國は英國との軍艦建造競爭に多額の現金を必要とし、ウイルヘルム二世は、ワルデルゼー元帥に「中國への賠償要求は最高限度に達するよう務めよ」[59]と言っていた。

この兩グループが對立し、列國會議が難航する場面がしばしばあった。そしてオーストリア・イタリアは獨國に、スペイン・ベルギー・オランダは佛國に追隨した。[60] アメリカは賠償問題をハーグの國際司法裁判所に移せという露國提案に贊成し、また談判地をワシントンか歐州の一都市へ移すことを提案したが、露國を除いて贊成するものなく否決された。[61]

この間列國使臣會議は、二月末、賠償賦課の原則等を審議するため調査委員會を設けることに決し、米・獨・蘭・白四ケ國公使が委員に任命された。[62] その調査報告をまって使臣會議は三月中旬、賠償の範圍、算定基準を決定した。[63] これに基いて各國はその要求額を提出することになったが、英國は、若干國公使で委員會をつくり、各國提出の要求額が賠償基準に合致するかどうか審査するよう提案したが、結局この提案は否決された。表面上の理由は、軍事費などは國家祕密であるため、他國の委員に審査されるべきものでないというのだが、實情は獨國・露國など多額を要求する國にとっては不利であったからである。[64] その結果各國政府より要求額を提出することになったが、獨國・露國などは莫大な要求額であったことは客觀的に見ても明らかである。

米國も損害實費以上を要求したことは、米國自身が當時認めていた。米國が受領しないとそれが他國にふり分けられ、

結局清國の負擔も輕減することにならないから、ひとまず超過を知りながらそれを受取り、後日適當な機會に清國に返還する意向であったとのことで、この間の事情は一九〇八年米國が賠償金を放棄する際、ルート國務長官より駐清公使へもらされたという。[64] 米國の要求にも掛値があったのである。獨國は、米國が賠償總額を四千萬鎊（二億八千萬兩）に制限しようと提議するのは〝僞君子〟であるといい、伊國の要求額も算定基準を擴大解釋していると言っている。[65]

更に列國は、賠償方式や關稅引上げ問題で激しく對立してきた。賠償方式で露國は、大藏大臣ウィッテの發案で、清國に代って外債を集め、賠償金全額を早く得る列國共同保障案を提案したが、同盟國であった佛國が贊成するのみで、結局は採擇されなかった。この方法は英國等にとっては不利で、英國は、年賦償還の方式を提案し、米國が支持し、後には獨國もこれに贊成して、最終的にはこの方法が採用された。

米國は列國共同保障案には反對し、[66] 輸入稅一割引上げには種々條件をつけた。[67] 英國・獨國は關稅引上げ問題では激しく對立した。多額の賠償金を要求し、しかも年賦償還には反對して現金の一時拂いを要求していた獨國は、[68] その財源捻出のため輸入稅を一割二分に引上げ、從來の免稅品にも課稅することを主張した。ところが英國は、絕對的優位にある中國貿易を阻害するであろう輸入稅引上げには絕對反對であった。英國は列國共同保障案にも反對であったし、輸入稅引上げは五分に止め、それも穀類を免除するとか、通商條約を改訂するとか、その他內地稅廢止、河川港灣改良等の通商上の便宜を與える條件なしには反對であった。[69] 英國と獨國とは、義和團事變當初は、所謂「東南互保約款」を結ぶなど、極東では同一步調をとり友好的であったが、[70] この輸入稅引上げ問題では經濟的利害が一致しなかった。孤立化を恐れた獨國は植民局長をロンドンに派遣して英國と調整をはかったが、[71] 結局英國側に押しきられて讓步せざるを得なかった。[72] これより兩國はむしろ對立關係になっていった。露國・佛國は輸入稅一割引上げ案であった。

この賠償問題には、後述するが英國人總稅務司ロバート・ハート（赫德）が重要な役割を演じた。慶親王から講和會議に參加を要請されても彼は愼重に斷っているが、[73] 獨國は彼を非常に警戒していた。ハートは英國公使にしか情報を提供しな

かったと言われているし、特に鹽課が賠償の抵當となり鹽務を彼が管理するとなると、獨國は、英國のみが漁夫の利を得るのではないかと疑惑を抱いていた。駐獨公使呂海寰の情報に基いての張之洞の軍機處への報告の中に「德外部言、有從中漁利之人、明係二赤、此人圖占鹽務已久」[70]とある。二赤とは赫德（ハート）のことである。[71]

(2) 總額・利息・償還方法・財源

このような列國の利害對立の中で、列國使臣會議は三月十四日、清國が負擔し得る賠償の最高限度等を調査する必要から、清國財源調査委員會を設けることに決し、英・獨・佛・日國公使がその委員に任命された。その任務は㈠債權者と債務者とを同時に滿足せしめる支拂方法の研究 ㈡清國の國內政治に干渉せずに他に轉用し得る確實な財源の調査 の二點であって、[72]同委員會は數次會合を重ねて意見を交換し、またこの件に關し情報を提供し得べき地位にあり、或いは經驗・學識を有する專門家の意見を徵し、[73]更には英・獨・日國公使自身も、調査したメモランダムを提供した。この間、同委員會は、四月十九日獨國公使館に徐壽朋[74]・那桐[75]・周馥[76]を招き中國の財政情況を聽取している。問答の模樣は『西巡回鑾始末記』卷四等に出ているが、四人の委員のうち主として佛國公使ピション、英國公使サトウが質問し、清國側は徐壽朋一人が解答・發言している。質疑應答の內容は、委員側が中國の負擔能力を質問するに對し、四億五千萬兩の數を減ずるよう要請し、財源として、鹽稅、遭運、崇文門進城稅、人丁稅、房捐、土藥稅、印花稅など稅項目をあげて徵收見込を質問するのに、清國側は夫々難點をあげて反對した。清國側が洋貨の加稅を認めるなら有難い、と發言したところ、委員側はそれに對し、同文館・外交館・旗餉の節約はできないかと話題をそらす有樣であった。償還方法については、清國側ははっきりと「借債甚難、能寬定年期攤還最妙」と期間を長くした年賦償還方法が最良だと答えた。[77]

委員會から意見聽取をうけた專門家の一人、總稅務司R・ハートは委員會に對し一、清國は幾何の金額を支拂い得るか——年二千萬兩以下、二、如何なる支拂方法が最適か——年賦支拂、三、如何なる租稅が最も徵し易いか——鹽稅、四、

如何なる監督を得策とするか——現行制度の整備、と結論した報告書を提出してきた。[83] また彼は、新しく財源を新籌するなら外國は委員を派遣するから外國の干渉を招くが、舊款を利用するなら中國の自主權は失われずといい、常稅・鹽課・漕運の徵收と京餉節約で年々の支拂いでなお餘りあるといい、また土藥稅・印花稅を徵收するなら、夫々いくらの年收があるかと細い數字をあげて計算し、また鹽課もインドにならって官辦にすべきだと勸告してきた。[84] 總稅務司である英國人のR・ハートが、財源として鹽稅をあげ、鹽務を官辦にすべきことを主張したところに、英國が利益の獨占を計らんとすると他國から警戒される所以があった。

財源調査委員會は一ケ月以上にわたる調査活動の結果、四月末その最終報告を列國使臣會議に提出した。[85] 委員會がこの報告書を提出するについて苦慮した跡があり、人丁稅、家屋稅、印花稅は、先の徐壽朋らの會見の時の淸國側の主張により、直接民衆への負擔の加重が、更に彼等の排外運動を惹起さすことを恐れてか、これを除き、土藥稅もかえって脫稅を促すだけで得策とみなかったのか、財源としてあげていない。ただ委員會で全會一致で決定された財源及び賠償總額概算六千五百萬鎊を除き、問題のある償還方法は、三案あることを列擧するが、どれがいいか委員會としては判斷を避け、關稅引上げや鹽稅は列國の利害關係が餘りにも大きいので、關稅を一割引上げた時の豫想收入をそえるだけで、[86] その最終判斷は使臣會議に委託した。事實本國から訓令を受けて開かれる使臣會議が最高決議機關で、委員會にはその權限がなかった。[87]

委員會からの報告をうけた列國使臣會議は、七月一日迄の賠償金總額を四億五千萬兩と決定し、その旨を五月七日淸國全權に通告した。

この間、現地在任のまま全權に任命された張之洞・劉坤一や、或いは盛宣懷らが電信で意見を開陳し獻策してきたがそれらが實際にどれほど最終條約の中にもりこまれたか、甚だ疑問である。

盛宣懷が三月に賠償金が七億兩でも「鹽務若照印度忝歸官攤、就場徵課、歲增不止此數」と獻策したが、[88] これはかなり

英國の意向にそう結果となった。

張之洞は四月下旬に軍機處にあてて「務祈再商各國、萬勿索取現銀、懇請分年攤還、卽略給利息亦可、如此辦法、於各國無所損、於中國受惠實多矣。」と報告し、現銀償還は不可で、年賦償還なら利子がついても双方に有利であることを獻策し、またこの問題について愼重であるように懇請してきた。[63]

劉坤一は四月中旬に、舊來の償金に加えて新たな鉅款、何を以て立國するかと悲憤し、その辦法として「爲今計、非籌增款之法、不能濟目前之急、非洋貨加稅免釐、照洋藥併徵、無從增款。」[64]といい、五月には賠償問題に關し、基本的に一、議減賠數、二、分年攤還、不還現銀、三、預籌抵款、の三點をのべ、第二點については、年賦償還することで外國が中國財政に干渉する恐れのあることに注意を喚起していた。[65]また舊款を流用するのは贊成し難いので、外國の例を參照して印花稅を加えるよう建言してきた。[66]

ここで面白いのは、後述するが李全權らが鹽稅を抵當にしようと傾いてきた時、張之洞・劉坤一はともに批判的であることである。張は鹽務抵償には多大な流弊がある、今こそ關稅引上げの好機であるのに、と李の交涉のはがゆさをぶちまけ、「全權所請、萬望勿遽允許」といい、[67]劉も「鹽課釐萬不可抵」とのべ、今はまず減數に努力する時なのに「全權の辦法は殊に了解し難い」と批判している。[68]張・劉も同じく全權委員でありながら、ともに李全權らの外交折涉の技倆に批判的である。また立論も明解で筋が通り强硬であるのも目立つ。これは列國と淸廷との間にはさまれて、實際に外國使臣と交涉の難局に當る當事者と、北京から遠く離れ、意見表明だけの比較的第三者的立場にある者との差によるのであろうか。[69]

その當事者の立場にあった李鴻章らにも焦燥はあった。李らは四月、軍機處に「現議賠款、數尙未定、俟議定、可陸續撤兵、兵早撤一日、費卽省一日、日賠兵費百萬、月計三千萬、我欲其速、彼則願拖、愈遲愈不合算」[70]と撤兵と賠償金總額とが惡循環に陷っていくジレンマの苦衷を訴えてきた。軍機處が五月一日、

須極力商請勿索現銀、幷減數寬期、分若干年攤還、尤要在勿使各國干預我財政之權[96]

と訓令するのに對し、兩全權は列國の壓力で減額が期待できない旨解答し、[97]五月下旬には各國は減額を許さないから、速かに賠償金額を定め、外國兵を撤兵させよ、と清廷に懇請し、今こそ撤兵の好機、秋まで撤兵が延びれば賠償金が更に一百餘兆增加するだろうと獻策したので、[98]清朝政府もついに五月二十六日上諭を下して、賠償總額四億五千萬兩、利息四厘、を承認し、あとは、撤兵に便ならしめて、賠償償還年限をゆるやかにするよう努力せよと訓令した。[99]

ところで、ここで興味を引くのは、清朝が總額・利息を承認する上諭を出す段階になって、張之洞が領事筋から情報を得て、英國が利息を減じてもいいと言っており、「若肯減息、則多攤年限、方爲有益、故今日惟以商懇減息爲要義」といってきたのに清朝がふり廻されていることである。[100]軍機處が四厘承認の上諭發布の翌日の五月二十七日に李全權らにあて、「三釐三毫商辦爲要」と訓令しているが、[101]兩全權の方から逆に、英・米・獨は四厘を主張し、[102]張の電報は何かの誤解で信じ難いと報告し、[103]さらに利息の多寡で爭うも益なしといい、[104]利息が確定しなければ列國は斷じて撤兵せず、撤兵が秋になればそれだけ賠償金が更に增大するから、今は賠償年限を寬展する方を商議すべきだ[105a]とたしなめてきた。これはある情報をめぐって混亂のあった事例だが、清朝が賠償金輕減のためには、どんな情報であれ、それにとびつき、その輕減の方法を模索していたかが窺える。が一方列國は、清國が特に希望する外國兵撤兵を、このように、總額・利息の決定の驅引に利用していたことも分る。

こうして賠償總額、利息の確定をみたが、まだあとに賠償方式、財源、それに伴う關稅引上げ、鹽稅作抵などの重要問題が殘された。

賠償方式は露國提案の列國共同保障案が敗れ、年賦償還と決ったが、賠償期間を短くすれば一年の負擔が多くなり、長くすれば一年の負擔は少くてすむが總額が多くなり、またそれだけ外國の財政干涉も多くなる。そこへ列國側の經濟的利害もからんでくる。そこで、三十年案、五十年案、四十年案、[105b]四十四年案、三十六年案と次々に數案が提案されてきて、

夫々細い數字をあげ他案と比較してその利點が主張された。三十六年案は張之洞・劉坤一らの案で、普佛戰爭後の償金支拂の例にならい、毎年の額は多少多くなるが早く返濟して總額を少くしようとするもので、[106] 四十四年案は李らが支持した案で、初めは輕く後で重くする遞增方式で、ハートもこの案に贊成していた。[107] 軍機處も四十四年案やむなしという方針であったが、[108] ところが、張・劉らの三十六年案には李鴻章から、[109] 李らの四十四年案には張之洞から、[110] 夫々何を以て抵當とするか、と反駁が出てきた。李・張ともに同じ全權でありながら互いに相手の案を批判し合っているようで、北京の慶・李全權と任地の張・劉全權との呼吸は必ずしも一致せず、むしろ感情的と言うべき對立さえあった。[111] そして最終的には、英國から發案があり、獨國が補足する型で、三十九ケ年償還、年利息四厘と決定された。

關稅引上げ問題は張之洞が力說するように、中國側にとっては財源の捻出の上からも洋貨加稅、此正是好機會、卽欲免釐抵除、合計亦甚益。[112]

と正に絶好の機會であったが、これも列國側には全然顧慮されず押切られた。これは前述のように、列國側には、大幅に引上げようとする獨國と、それを絶對阻止しようとする英國にとって、對立する重要な經濟問題であった。結局は、今まで名目上五分と定められていながら現實は三分前後であったものを、實質五分に引上げる、また從來の免稅品に對しても穀類を除いて一率五分課稅し、更に從價稅をなるべく從量稅に改めるということで妥協した。しかしその代償に白河を浚渫する等通商上便宜を計る事業を興すことが條件であった。

財源・抵當問題は一番困難な問題であった。中國は、日淸戰爭後、約八千八百萬兩の國庫收入の約四分の一が舊債の返濟にあてられ、毎年約二千萬兩の赤字を出し、殆んど倒產の狀況であった。[113] 張之洞が連名公書承認の頃の早い段階で「關稅を加え、郵政稅・印花稅を行い、鑛稅を加えることを和約內に添入して後の素地とせよ」[114] といい、多くの人が財源の確保の方法を提案してきたが、軍機處よりの上奏の中にも「實無良策」と認めざるを得ない狀態であった。五月に軍機處が各省督撫に、各省の賠償金負擔能力の報告を求めたところ、[115] 報告はいずれも賠償の額が鉅にすぎる、これ以上到底負擔

餘裕がないとの返事であった。

そこで軍機處が戶部の報告に基いて、新たな課稅が困難なら他に方法なし、各海關洋稅皆擔保に入っており、あとは鹽課釐、漕項、各關常關を抵當に入れざるを得ず、[116]と傾いていった時、特に鹽課作抵については強い反對がでてきた。劉坤一は「鹽課釐作抵、勢必歸赫權徵、既管虧務、必預緝私、竊取兵柄、流弊極大、不可不防、」と鹽課釐の作抵は斷じて不可といい、[117]また「鹽務正在奉旨整頓、一經抵債、萬一外人干預、益覺籌辦爲難」[118]と再三にわたって、鹽務が外人(=ハート)の手に渡るなら、財政干涉、內政干涉になる弊害を力說し、張之洞も「鹽務作抵流弊尤大」[119]といい、また此頃漢口で、鹽務が抵債となり洋人が管理するようになれば、鹽梟・鹽船が失業するのでないかと非常に動搖している、だから鹽務を抵債すれば、目前に大きな災を生ずであろうと民衆の生活への影響が大なる點で、くりかえし反對を力說した。[120]兩者とも民衆の生活・國家經濟への流弊を恐れての獻策であった。また、鹽稅作抵は列國の利害とも係っていた。鹽稅が抵當に入ると、鹽稅徵收機關も必然的に總稅務司R・ハートの手に入り、結局は英國のみの利益になる。これは獨國・露國も警戒していた。しかし英國としては鹽稅を抵當にしないために關稅が五分以上になれば、英國の中國貿易に不利になる。また鹽課をインドにならって官辦にするよう主張していた。しかしこの爭點も、最終的には、鹽稅を抵當に入れるが、但し淸國政府が直接管理することで妥結した。中國史上重要な鹽課釐の問題は、庚子賠款の時にも、中國國內問題として、對外問題として一つの爭點であった。[121]

鹽課・常稅を除けば、莫大な賠償金の財源としては人丁稅であるが、これの徵收の意見には張之洞・袁世凱・ハートらが贊成していた。鹽課は絕對不可という張之洞は、丁捐なら財政に干預されず、已むを得ざるの策として獻策し、[122]軍機處がこれを商議するよう訓令したところ、さすがに李全權らは反對した。康熙以來絕えて加賦されていない丁捐を、「如果舉行、必致海內騷然、民不聊生、必召變亂、[123]强壯流爲盜賊、貧弱淪於溝壑、……若倉卒之間、卽能驟集巨款、無非掊克聚斂、實恐大傷元氣、民生所係、敢不直陳」といい、劉も人心を動搖させ、事端を生ずる恐れがあるから、他の印花稅・串

票をとれといった。[124] 安徽巡撫王之春は「聞有丁稅一款、此實背列聖德意、又累閭閻、」と李と同様の主旨をのべ「應請乾斷勿許」といい、通貨制度を整え、房捐・印票稅の類なら徵收し易く流弊やや少い、と代案を上奏してきた。[125] これは明らかに、李鴻章などの如き保守的官僚といえども、義和團運動に結集した民衆のエネルギーを顧慮せざるを得ず、もし人丁稅を課すなら廣範な民衆運動が再び起るかも知れず、その發生を防止するための配慮をせざるを得なかったのである。

(3) 賠償額の確定

このように、列國の利害對立によって、更には中國自體の困難な經濟事情によって妥結し難かった賠償交涉も、一年の歲月を費して、なお細目の協定を殘しながら、他の項目と共に、ついに一九〇一年九月七日辛丑條約として調印された。賠償に關する規定はその第六條で、要領は次の如くであった。

(一)賠償金總額　四億五千萬海關兩

(二)利率　年四分　從って元金・利子を合計すると、賠償金總額は最終的には實に九億八千二百二十三萬八千一百十五海關兩という巨額になる。

(三)償還年限　三十九ヶ年

(四)支拂方法　清國政府の經濟力を考慮して償還年額が遞增するようにする。

一九〇二年～一九一〇年	一八、八二九、五〇〇兩
一九一一年～一九一四年	一九、八九九、三〇〇兩
一九一五年	二三、二八三、三〇〇兩
一九一六年～一九三一年	二四、四八三、八〇〇兩
一九三二年～一九四〇年	三五、三五〇、一五〇兩

(五)擔保　(イ)海關稅の剩餘並に輸入稅引上げによる增收入　(ロ)舊關收入で海關の管理に移されたもの　(ハ)鹽稅の剩餘

そしてこれらは每月列國の銀行家委員會に交付する。

(六)財源　輸入稅率を現實に五分に引上げる。但し條件として(イ)從價稅をなるべく從量稅に改めること　(ロ)白河及黃浦江の水路を清國政府と經費を分擔して改良すること。[128]

財源問題で、交涉中問題になった印花稅、郵政、房捐、土藥稅、人丁稅や、特に中國側から提案された鑛稅加稅にはふれられずに、逆に中國が極力反對した鹽稅が抵當となった。結局、賠償交涉過程を通じて、列國の中でも特に英國の意向が、あらゆる點で最も强く反映されて、そのペースで纏っていった感がある。

辛丑條約の調印で賠償問題は清國政府との間には確定したが、その四億五千萬兩を列國間に如何に分配するかが未だ確定しなかった。しかも列國の要求總額が確定額より一千餘萬兩超過することが判明し、何らかの方法で減額する必要が生じた。そこで結論的には、列國は要求額の平均三分づつを按分比例的に減額した。そして一九〇二（光緒二十八）年六月十四日、列國間に賠償金分配に關する議定書の調印を見るに至って各國取得分が表Ⅰの如く確定した。[127]

この結果、中國側は每年二千萬～三千萬兩の新賠償金を負擔しなければならなくなり、それを政府では各省の經濟力に應じて表Ⅱの如く割當てた。[129]ただ東三省は清朝龍興地であるため免除するという配慮を行った。[130]各省ではその財源を確保するため苦慮し、夫々舊捐稅を加重したり、新たに租稅を設けたりしたが、多くは新たに賠款捐を設け、また賠償交涉中問題になっていた人丁稅、印花稅、房捐が設けられたのが注目されるが、その他各省の實情によって、彩票捐、煙稅・酒稅・糖稅、賭博稅、肉稅、坐賈稅、絲落地稅等が樣々な租稅が新たに加えられた。

庚子賠款を含む辛丑條約は、資本主義列國が帝國主義段階に入ってきた時期に、錯綜する利害關係の中で、以上のよう

おわりに

表Ⅱ　省別割當額

省　別	割當額・萬兩
江蘇省	250萬兩
四川〃	220〃
廣東〃	200〃
浙江〃	140〃
江西〃	140〃
湖北〃	120〃
安徽〃	100〃
山東〃	90〃
河南〃	90〃
山西〃	90〃
福建〃	80〃
直隸〃	80〃
湖南〃	70〃
陝西〃	60〃
新疆〃	40〃
甘肅〃	30〃
廣西〃	30〃
雲南〃	30〃
貴州〃	20〃
合　計	1,880萬兩

表Ⅰ　賠償金各國配分額

國　別	配分額・兩　(%)
ロシア	130,371,120 (29.0)
ドイツ	90,070,515 (20.0)
フランス	70,878,240 (15.8)
イギリス	50,620,545 (11.2)
日本	34,793,100 (7.7)
アメリカ	32,939,055 (7.3)
イタリー	26,617,005 (5.9)
ベルギー	8,484,345 (1.9)
オーストリア ハンガリー	4,003,920 (0.9)
オランダ	782,100 (0.2)
スペイン	135,315 (0.03)
ポルトガル	92,250 (0.02)
スェーデン ノルウェイ	62,820 (0.01)
各國共通	149,670 (0.04)
合　計	450,000,000 (100%)

な經過で成立するに至った。條約の締結は、兵戎相見るなきを喜ばざるを得ないが、又國家利權喪失の多きに驚かざるを得ない、更には國家が恢復を圖れざるを嘆かざるを得ない狀態でもあった。[131]それだけ賠償に對する批判が極めてきびしいのも當然であった。賠償金の支拂い自體が不當であるという意見もあったが、賠償額[132]が餘りに過大であるというのが一般的であった。日清戰爭は二年にわたる戰爭で、賠償は二億三千萬兩、今回のは僅か數ケ月の事變で、賠償金はその二倍以上、元金だけでも當時の中國の國庫收入の五ケ年分に相當する[133]、この額を輕減せよという意見が最低限の線であった。[134]

しかし總額を含め、利息、關稅引上げ、財源など中國側の希望は殆んど顧みられず、結果は全く列國ペースで、一方的に高壓的に交涉が進められてきた。當時の記錄にこうある。外國公使が李鴻章に「既已一敗塗地、至此尙欲議和耶？惟有凜遵各國所示而已」といった。「其傲慢如此」とある。また李と英國公使とのやりとりで、李「償金はいくら要求するか」英使「約三十萬萬」李「中國急迫して何ぞよく此を籌さん」英使「若し各國が財賦を掌管すれば此款なお當に籌すべし」李「しからば是則ち中國自主の權無からん」と言えば英使は「事已にかくの如し、中國なお自主を望まんや」と言った。李は遂に默然として言わなかった[135]、とある。條約調印後の李全權らからの上奏文に、

十一月一日始て和議大綱十二條の送付に接したるも一字の改易も許さず、臣等迭次覺書を送り、各條項中商議すべき箇處を詳細申述せると雖も、各國公使は置きて聞く罔きが如し、且時に兵を西方に派し多方恫喝す[136]

とあるように連名公書は一字の改易も許されず承認させられた。だから連名公書が承認された段階で、工部學習主事夏震武は、「和約十二條、國權、兵權、政權、利權盡爲所奪、一擧而制中國之命、公法、約成貽害他國者可廢、今日之約貽害中國甚矣、宣卽據公法廢約改議」といい、さもなければ中國の主權は完全に喪失されるだろうと力說していた[137]。しかし結果はその通りになった。『清議報』に「今日の和議、要港を割せず土地を失はざると雖も、我が主權を限制する所の者は固より其侵略の潛勢力者也、……財權異人に握られ、政權他族に移るは、土地有ると雖も國は吾國に非ざる也」とある[138]。これこそまさに半植民地中國の認識そのものであった。

九月七日辛丑條約調印の席上で、列國公使團の筆頭のスペイン公使コロガンが「中國政府の誠意によって今この協定を締結することができたが、今後前年來の不幸な記憶は時とともに忘れていただきたい」とその希望をのべた。これに對し慶親王は極めて愼重なことばで應答したという。[139] この簡單な外交辭令によって、中國は新たな屈辱の苦惱を再認識しなければならなかったのである。ここに中國の〝積弱〟の姿がありくと見られた。

しかしかかる事情になった一端の理由は清國側にもあり、特に交渉の中心人物であった李鴻章の側にも問題があった。八十才の李にはこれが最後の政治的・外交的事業であったが、前述のように彼は當初より全權となって身の禍中に卷込まれることを警戒していた。彼には無難に交渉を進めていく老練と老獪さはあったが、讓れないものを押していく氣迫はなかったように思う。彼は國家のために謀ったが、同時に自己の爲にも謀っていた。どれほど當時の中國のおかれている立場を正しく認識していたであろうか。[140a] この點は、現地在任のまま全權となり、李に比べ比較的氣安い第三者的立場にあった張之洞の方が、むしろ立論、獻策に、强硬で積極的な筋の通ったものがあった。[140b] 當時の李全權には、日清戰爭後の講和會議の時、賠償問題、領土割讓で論陣をはり、陸奥宗光をして感嘆せしめた[141] 昔日の迫力はなくなっていたようだ。「列國の意に適う」こと、「satisfy the powers」ことに多く意を用いた。それは當時彼が疲勞困憊してしばしば病床につくほど身體が弱ってきていたためだけではないであろう。

しかしこれはただ李鴻章一人の問題ではなく、廣く清朝末期の、國家意識・民族意識・國際感覺が缺落し、ただ自己の保身のみを考える〝科擧官僚〟の一般の姿かも知れない。軍機處が條約全般について上奏する時、極めて樂觀的である。皇帝・西太后等を安心させるためより、事態の重大さに對する認識が全然甘いのである。[142] そこに決意・自信の程を示すのはよいが、これは見事な自己の責任回避でもある。[143] この邊も又改めて檢討する必要があろう。

表面・形式のみを繕うのは清廷も同じである。義和團事變後清朝は變法を行わざるを得なくなり、一月下旬變法上諭を公布したが、それが三年前の戊戌變法と比べて「康逆之談新法也、乃亂法也、非變法也」[144] と何故こう言わざるを得ないの

だろうか。賠償金減額を要請する爲各國へ發した清帝の親書は、盛宣懐が起草したものだが、草稿の中の「實行新法」の語句を何故わざわざ「力行實政」と書きかえねばならないのだろうか。[145] こういう細い所に配慮のできる人はいても、この國家重大時に正に大局的見地から見識と責任をもって實行し得る人はいなかったのか。

また四人の全權、或いは軍機處が意見の相異があることは別にしても、必ずしもまとまっていなかったことにも問題があろうが、これと關連して、清末の外交交渉における中樞系統が明確でなかった點も指摘できる。全權は西安行在軍機處[146]の訓令をうけて行動するのだが、各人がもっている私的關係から得られる情報が入り亂れて、事態を混亂させた事例がある。各地の情報がすべて中央の軍機處へ、そこから必要な全權や外國駐在公使へ傳えられるのではなくて、例えば李全權が直接駐日公使へ電信を寄せたり、張之洞が駐獨公使から情報を得たり、各人が中央を通さずに勝手なところで情報を與え合っている、これが事態を混亂させ、問題を適確に判斷し、處理させないことにもなっていた。こういうことが、單に外交儀禮の改善だけでなく、總理衙門の組織を改革する必要が指摘された所以でもあったろう。

ともかくこうした國內的な、或いは國際的な背景の中で、庚子賠款は成立した。その賠償問題も、多くは中國の國內問題としてではなく、列國の利害問題で處理された。中國の運命は最早、ロンドンで、ベルリンで、ペテルスブルグで決定された。こうして列國は辛丑條約締結を通じて、中國における地歩を更に鞏固にした。[147] これが以後三十九年間、中國經濟に、人民大衆に大きな負擔としてのしかかってきたが、他の借款の返濟、新政實施のための莫大な出費の增大、世界恐慌の影響などとどのように關係し合って、辛亥革命への經濟的基盤を形成していったか、又改めて檢討する必要があろう。

註

(1) 丁名楠「辛丑條約與帝國主義」(『義和團運動史論叢』一九五六年所收) 戴玄之『義和團研究』一九六四年。

(2) 前揭論文・二六頁。

外務省編『小村外交史』一九五三年、一七三頁、(信夫淳平『侯爵小村壽太郎傳』一九二二年の改版)

(3) 丁名楠「庚子賠款—一幅帝國主義強盜爭贓圖」(『義和團運動史論叢』所收)

(4) 拙稿「北京議定書の締結過程—小村公使の賠償交渉を中心に—」(『ヒストリア』第四九號、一九六七年)で日本に視點を合せてふれた。

(5) 范文瀾『中國近代史』上、三九〇頁、一九六一年版。

(6) L. C. Beresford『The Break-up of China』1899. p. 303—315.

(7) 東亜同文會『支那經濟全書』第十輯第三編。

(8) 里井彦七郎『近代中國における民衆運動とその思想』一九七二年、二〇七頁以下參照。

(9) a 堀川哲男「義和團運動研究序説」(『東洋史研究』第二三巻第三號、一九六四年)參照。

(9) b 義和團運動の起源は、一八九八年とするのが通説であるが、一八九五年とする説もある。里井彦七郎「義和團運動」(岩波講座『世界歴史』第二二巻、一九六九年)參照。

(10) 桂太郎『桂太郎自傳』巻三、(『明治史料』七)參照。

(11) 『Blue Book.』China No. 3. 1900. No. 121.

(12) 『Blue Book』China No. 3. 1900 No. 170.

(13) 『東洋戰爭實記』第三編一～八頁、一九〇〇年七月二三日。

(14) 『Blue Book』China. No. 3. 1900. No. 252.

(15) 『Blue Book』China. No. 3. 1900. No. 265.

The Japan is the only power which can act with hope of success for the urgent purpose of saving the Legations, and, if they delay, heavy responsibility must rest with them.

(16) 當時の日本の意圖と行動においては、中塚明「義和團鎭壓戰爭と日本帝國主義」(『日本史研究』第七五號、一九六四年)參照。

(17) 菅原佐賀衛『北清事變史要』一九二六年、五一頁、五八頁。

(18) 『東洋戰爭實記』第二十編、北清事件、下、一九〇一年二月二八日、四三頁。

(19) 『日本外交文書』第三三巻、別冊一、北清事變上、第三五二號文書(この場合、以下、『日本外交文書』33・I・三五二號と略記する。)義和團事變、條約交涉の過程を通じて、日英同盟が結ばれるに至った。

Pooley『The Secret Memoirs of Count Tadasu Hayashi』1915. p. 117—118. 參照。

(20) 『日本外交文書』33・II・一七九六號。

(21) 植田捷雄『在支列國權益概說』一九三九年、六三～七〇頁。

(22) 雷殷『庚子賠款問題』十五頁。

(23) 『伊藤博文傳』下、四三二頁。

(24) 「瓦德西拳亂筆記」(Waldersee 著、王光祈譯)中國近代史資料叢刊『義和團』第三冊所收十月二六日之報告、『東洋戰爭實記』第二十編、一二二頁。

(25) 『日本外交文書』33・II・一四二三號。

(26) 『光緒朝東華錄』二六年八月癸未。

(27) 榮祿解任については、拙稿「景善日記について」(『中國史研究』第六號、一九七一年)參照、公使館攻撃に、彼の統率下の武衛中軍が加ったので、列國は彼を憎んでいた。

(28) a 『義和團檔案史料』下、八八六頁、軍機處寄全權大臣奕劻等上諭。

(28) b 『西巡回鑾始末記』巻三、（羅惇曧等著『庚子國變記』—中國近代内亂外禍歷史故事叢書—所收）

(29) 王芸生『六十年來中國與日本』第四巻、二三頁。

(30) 阿部光藏「義和團事變と清廷—事變勃發時における清廷消極派の事蹟を中心として—」（『外交史及び國際政治の諸問題・英修道博士還曆記念論文集』一九六二年）による。

(31) 『日本外交文書』33・Ⅱ・一三七九號。

(32) 王彥威・王亮編『清季外交史料』巻一四四、五～七頁。

(33) 「有關義和團上諭」（『義和團』第四冊）光緒二六年六月丁酉。

(34) 『日本外交文書』33・Ⅱ・一二二六號。

(35) 同右書、33・Ⅱ・一二二七號。

(36) 同右書、33・Ⅱ・一二三四號。

(37) 『光緒朝東華錄』二六年七月壬子。

(38) 河村一夫「李鴻章について」上・中・下（『歷史教育』第五巻・一～三號、一九五七年）による。この節は河村・阿部兩氏による所大である。

(39) 戴玄之・前揭書、一七一頁。

(40) J. O. P. Bland and E. Backhouse『China under The Empress Dowager』1910. p. 342. 西太后は北京へ向う慶親王に、恭親王奕訢が一八六〇年北京條約を結んだ時の方法にならえと命令していた。

(41) 陳恭祿『中國近代史』下、一九三六年、五四五頁。

(42) 「清國事變要錄」（『日本外交文書』第三三巻所收）七四三頁。

(43) 同右書、七五二～七五五頁。

(44) 『義和團檔案史料』下、七四八頁、全權大臣奕劻李鴻章電報。

(45) 同右書、七八二頁、軍機處寄全權大臣奕劻李鴻章電旨。

(46) 郭斌佳「庚子拳亂」（『文哲季刊』第六卷第一號、一九三六年）

(47) 『日本外交文書』33・Ⅲ・一九一六號。

(48) 『義和團檔案史料』下、八三六頁、全權大臣奕劻李鴻章電報。

(49) 同右書、七四二頁、全權大臣奕劻等摺。

(50) 『日本外交文書』33・Ⅲ・一九一八號。

(51) 同右書、33・Ⅲ・一九二〇號。

(52) 英國はマグドナルドをE・サトウに、米國はコンガーを東洋學者ロックヒルに、日本は西德二郎を小村壽太郎に交替させた。佛國のピション、日本の小村はともに後外相に就任した人で、各國とも第一級の外交官を派遣してきた。

(53) 『Foreign Relations of the United States』affairs in China. 1901. No. 89.（この場合、以下『F. R. of U. S. A』China 1901. No. 89. と略記する）

(54) 嚴中平『中國近代經濟史・統計資料選輯』六五頁、『中國四十年海關統計圖表一八七六～一九一五（中國商戰失敗史）』一九〇～一九四頁、參照。

(55) 『Blue Book』China. No. 1. 1902. No. 65.

(56) 『Blue Book』China No. 1. 1901. No. 246.

(57) 『德國外交文件有關中國交涉史料選譯』（『Die Grosse Politik』の孫瑞芹による漢譯・一九六〇年）第二巻、第四八八一、

四八八二號文書、ワルデルゼー元帥の報告に基いて、ビューロー首相がウイルヘルム二世に、會議遲延の責任は英國にあると上奏している。（この場合、以下『德國外交文件』Ⅱ・四八八一號と略記する）

(58) 前揭註(4)拙稿參照。

(59) 「瓦德西拳亂筆記」（『義和團』第三冊）七頁。

(60) 范文瀾、前揭書、三九二頁。

(61) T. Dennett『Americans in Eastern Asia』1922. p. 659—660.『日本外交文書』33・Ⅲ・二〇四二號。

(62) 『日本外交文書』33・Ⅲ・二〇七一號。

(63) 丁名楠・前揭註(3)論文、四三頁。

(64) 田村幸策『支那外債史論』一九三六年、一四八～一四八頁、陳恭祿・前揭書五五四頁に、米國は常勝軍ウォードの賠償をこの中に含めて要求したとある。

(65) 『德國外交文件』Ⅱ・四九〇八號。

(66) Dennett, ibid. p. 659.

(67) 『Blue Book』China. No. 1. 1902. No. 150.「1) General revision of the Customs Tariff and conversion of ad valorem into specific duties. 2) Withdrawal of the prohibition on the exportation of rice. 3) Abolition of the likin tax, including the transit dues and all inland taxes on every foreign articles of import excepting opium, which will be taxed as hitherto. 4) Revision of the tariff for likin on exports. 5) Chinese Government to take part in the improvement for navigation of Whangpoo and Peiho, giving security for their financial contribution.」と米國の條件を記している。

(68) 『德國外交文件』Ⅱ・四八五九號。

(69) 『Blue Book』China. No. 1. 1902. No. 65「The following are cardinal points of our policy: 1) To avoid making China bankrupt. 2) To make no addition beyond 5 per cent to maritime customs,... 3) Not to take part in a joint international guarantee of a Chinese Loan.」『日本外交文書』33・Ⅲ・二〇八四號、二一四一號。

(70) 『德國外交文件』Ⅱ、四八四六號、四八四八號。

(71) 同右書、Ⅱ、四八八六號。

(72) 「瓦德西拳亂筆記」四月二日之日記。

(73) 『中國海關與義和團運動』（『帝國主義與中國海關』第九編、一九五九年）一四頁。

(74) 『義和團檔案史料』下、一〇九五頁、湖廣總督張之洞電報。

(75) 五〇年近く中國に滯在し、そのよき理解者であった彼が、總稅務司として、義和團事變時のみならず、全期間を通じてどのような役割を演じたか改めて檢討する必要があろう。「彼は清國に迫り、賣國的辛丑條約を締結させた」（『中國海關與義和團運動』序文、一一頁）「ナイトの稱號をもつ彼は、英國の爲に働いた」（V. Purcell『The Boxer Uprising a Background Study』1963. p. 72）とある。又坂野正高「ロバート・ハート」（『近代中國外交史研究』一九七〇年所收）參照。

(76) 『日本外交文書』33・Ⅲ・二〇七七號。

(77) H. B. Morse.『The International Relations of the Chinese

Empire』Vol 3. p. 351.

(78)『清史稿』列傳二三三、前韓國大臣、外國語に通ず、とある。又李鴻章の四天王の第一の人といわれた。（松嶋宗衞『清朝末路祕史』一九二五年、一一頁）

(79)『清史稿』列傳二二六、日本公使館杉山彬書記殺害謝罪のため來日した。

(80)『周慤愼公全集』年譜卷下、京畿の敎案解決に努力した、とある。『清史稿』列傳二三六、直隸布政使となり、李鴻章を補佐する。「瓦德西拳亂筆記」五月二十一日の日記に、彼は「一位識見通達之人」とある。

(81)『清季外交史料』卷一四六、七～十一頁にも見える。

(82)『中國海關與義和團運動』六四～六九頁。

(83)同右書、四四～五四頁。

(84)『日本外交文書』33・Ⅲ・二一〇八號。

(85)『F. R. of U. S. A.』China. 1901. p. 149—152.

(86)『F. R. of U. S. A.』China. 1901. No. 105.

(87)王彥威『西巡大事記』（『清季外交史料』所收）卷五、二一頁、盛宣懷電信。

(88)『義和團檔案史料』下、一〇六二頁、湖廣總督張之洞電報。

(89)『西巡大事記』卷七、五頁、劉坤一電信。

(90)同右書、卷七、三三頁、劉坤一電信。

(91)同右書、卷八、四頁、劉坤一電信。

(92)『義和團檔案史料』下、一一一七頁、湖廣總督張之洞電報。

(93)同右書、下、一一二六頁、兩江總督劉坤一電報。

(94)『清史紀事本末』卷六七、拳匪之亂及庚子和約。

(95)『西巡大事記』卷六、五八頁、奕劻李鴻章電信。

(96)同右書、卷七、二二頁、軍機處致全權大臣電信。

(97)同右書、卷七、三九頁、奕劻李鴻章電信。

(98)同右書、卷八、八頁、奕劻李鴻章電信。

(99)『義和團檔案史料』下、一一四八頁、軍機處寄全權大臣奕劻李鴻章電旨。

(100)『西巡大事記』卷八、一二頁、張之洞電信。

(101)同右書、卷八、一一頁、軍機處致全權大臣電信。

(102)四匣は特に獨國が主張した。『德國外交文件』Ⅱ・四九二六號。

(103)『義和團檔案史料』下、一一五四頁、全權大臣奕劻李鴻章電報。

(104)『西巡大事記』卷八、一五頁、奕劻李鴻章電信。

(105)a『義和團檔案史料』下、一一六一頁、全權大臣奕李鴻章電報。

(105)b『F. R. of. U. S. A.』China. 1901. No. 105. 李鴻章の案で、最初二十年で元金、最後二十年で利子を支拂う。

(106)『西巡大事記』卷八、四三頁、劉坤一張之洞電信。

(107)同右書、卷八、三四頁、奕劻李鴻章電信。

(108)『義和團檔案史料』下、一二〇六頁、軍機處寄全權大臣奕劻李鴻章電旨。

(109)『西巡大事記』卷八、四六頁、奕劻李鴻章電信。

(110)同右書、卷八、四〇頁、張之洞電信。

(111)許同莘編『張文襄公年譜』卷七。

(112)『義和團檔案史料』下、一一一七頁、湖廣總督張之洞電報。

(113)『中國海關與義和團運動』六四頁、R・ハートの計算による。
(114)許同莘編、前掲書、巻七。
(115)『義和團檔案史料』下、一一一五頁、軍機處致劉坤一電旨。
(116)『西巡大事記』巻七、三二頁、軍機處致奕劻李鴻章劉坤一張之洞電信。
(117)『義和團檔案史料』下、一〇九六頁、兩江總督劉坤一電報。
(118)同右書、下、一一二六頁、兩江總督劉坤一電報。
(119)同右書、下、一一〇九頁、湖廣總督張之洞電報。
(120)同右書、下、一一一七頁、湖廣總督張之洞電報。
(121)佐伯富『清代鹽政の研究』一九五六、二三頁。
(122)『西巡大事記』巻七、四二頁、張之洞電信。
(123)同右書、巻八、四頁、李鴻章電信。
(124)同右書、巻八、四頁、劉坤一電信。
(125)『義和團檔案史料』下、一一一二頁、安徽巡撫王之春電報。
(126)『日本外交文書』33・Ⅲ・一九二二號。
(127)『中外條約彙編』五一二頁。
(128)『西巡大事記』巻十、一八頁。
(129)雷殷『庚子賠款問題』二九頁。
(130)榮孟源「庚子賠款與一九〇二年農民抗賠款的斗爭」(『義和團運動史論叢』所收)
(131)『回鑾大事記』巻五、論說「讀和約全文感言」
(132)「論各國向中國索取賠款之非」(譯『益新』西報)『西巡回鑾始末記』巻五所收。
(133)『中國海關與義和團運動』六四頁、R・ハートの計算による。
(134)「和約八條私議」『中外日報』一九〇〇・一一・一三、(『義和團』第四冊、一九九頁)
(135)「西巡回鑾始末記」巻三、(前掲『庚子國變記』二一四～二一五頁)
(136)王芸生、前掲書、四一頁。
(137)『義和團檔案史料』下、八七〇頁、工部學習主事夏震武摺。
(138)『清議報』七〇、七一、論說「論議和後之中國」
(139)スタイガー『義和團—中國とヨーロッパ』藤岡譯二四四頁。
(140)a ハートは「李全權は中國の犯した罪の重大さを認識せず」と報告している。『中國海關與義和團運動』一四頁。
(140)b 李國祁『張之洞的外交政策』二六七頁、一九七一年。
(141)陸奥宗光『蹇蹇錄』岩波文庫版、二三二頁など。
(142)『義和團檔案史料』下、八八一頁、軍機處奏片。
(143)坂野正高「外交交涉における清末官人の行動様式—一八五四年の條約改正交涉を中心に—」(『近代中國外交史研究』所收)參照。
(144)「有關義和團上諭」(『義和團』第四冊)光緒二十六年十二月丁未。
(145)『義和團檔案史料』下、九三三頁、軍機處致會辦商務大臣盛宣懷電信。
(146)當時の軍機大臣は榮祿、王文韶、鹿傳霖、瞿鴻禨らであった。
(147)金家瑞『義和團運動』一九五七年、一八三頁。

付記　本稿は昭和四六年度文部省科學研究費補助金(奬勵研究B)による研究成果の一部である。